

# 參考資料

## 規制市場と非規制市場

- 規制市場 (Regulated market)
  - EUでは、域内に効率的で透明な統合された単一の証券市場を実現するというコンセプトに基づき、投資者保護、情報開示及び業者・市場規制その他の幅広い分野でルールが共通化が進められており、「規制市場」はそうしたルールが適用される市場を指す。
  - 金融商品市場指令 (MiFID) によって定義され、情報開示の面では国際会計基準の適用に係るEU規則1606/2002や、透明性指令の適用対象。
- 非規制市場
  - 主として国内の中小、新興企業向けに開設された市場であり、当該市場で株式等が取引対象となる企業は、EUの規制上、「non publicly-traded company」と取り扱われる (EU規則1606/2002 Article 5)。
    - 金融商品市場指令 (MiFID) 第三編第36条は、加盟国に「本編の規定を充足するシステムを規制市場として認可する権利を留保」しており、各国は「規制市場」に該当しない「市場」を国内に設置可能。
  - 情報開示ルールは、各証券取引所が独自に規定 (公募を行う場合は、EU目論見書指令が適用される)。

未定稿

## イギリス London Stock Exchange

分類	規制市場	非規制市場
市場の名称	Main market	AIM(Alternative Investment Market)
内国会社数	1,088社	929社
時価総額 (1社単純平均)	257.51兆円 (2,367億円)	6.27兆円 (68億円)
企業規模	大企業・中堅企業 (FTSE100銘柄含む)	中小・新興企業 外国企業については規模にかかわらず幅広く取引が行われている。
主な会社	ROYAL DUTCH SHELL、HSBC、 VODAFONE、BP、 GLAXOSMITHKLINE、RIO TINTO	ASOS、SONGBIRD ESTIMATES、 MULBERRY GROUP、ABCAM、ALLIANCE PHARMA
適用される 会計基準(連結)	IFRS	IFRS

出所:LSEホームページ(会社数、時価総額については、2011年7月末現在)  
日本円への換算は、1ポンド=131.32円(2011年7月末現在)で行っている。

未定稿

## フランス Euronext Paris

分類	規制市場		非規制市場	
	市場の名称	Alternext Paris	MARCHÈ LIBRE	
市場の名称	Euronext Paris	Alternext Paris	MARCHÈ LIBRE	
内国会社数	543社	153社	207社	
時価総額 (1社単純平均)	161.11兆円 (2,967億円)	0.69兆円 (45億円)	0.75兆円 (36億円)	
企業規模	大企業・中堅企業 (CAC40銘柄含む)	中小・新興企業	小規模企業 (上場廃止銘柄を含む。)	
主な会社	TOTAL、SANOFI、LVMH、 BNP PARIBAS ACT.A、 GDF SUEZ	1855、EXONHIT、 PRODWARE BSA		
適用される 会計基準(連結)	IFRS	IFRS 又は自国のGAAP	—	

出所：Euronextホームページ(会社数、時価総額については、2011年7月末現在)  
日本円への換算は、1ユーロ＝112.89円(2011年7月末現在)で行っている。

## ドイツ Frankfurter Wertpapierbörse

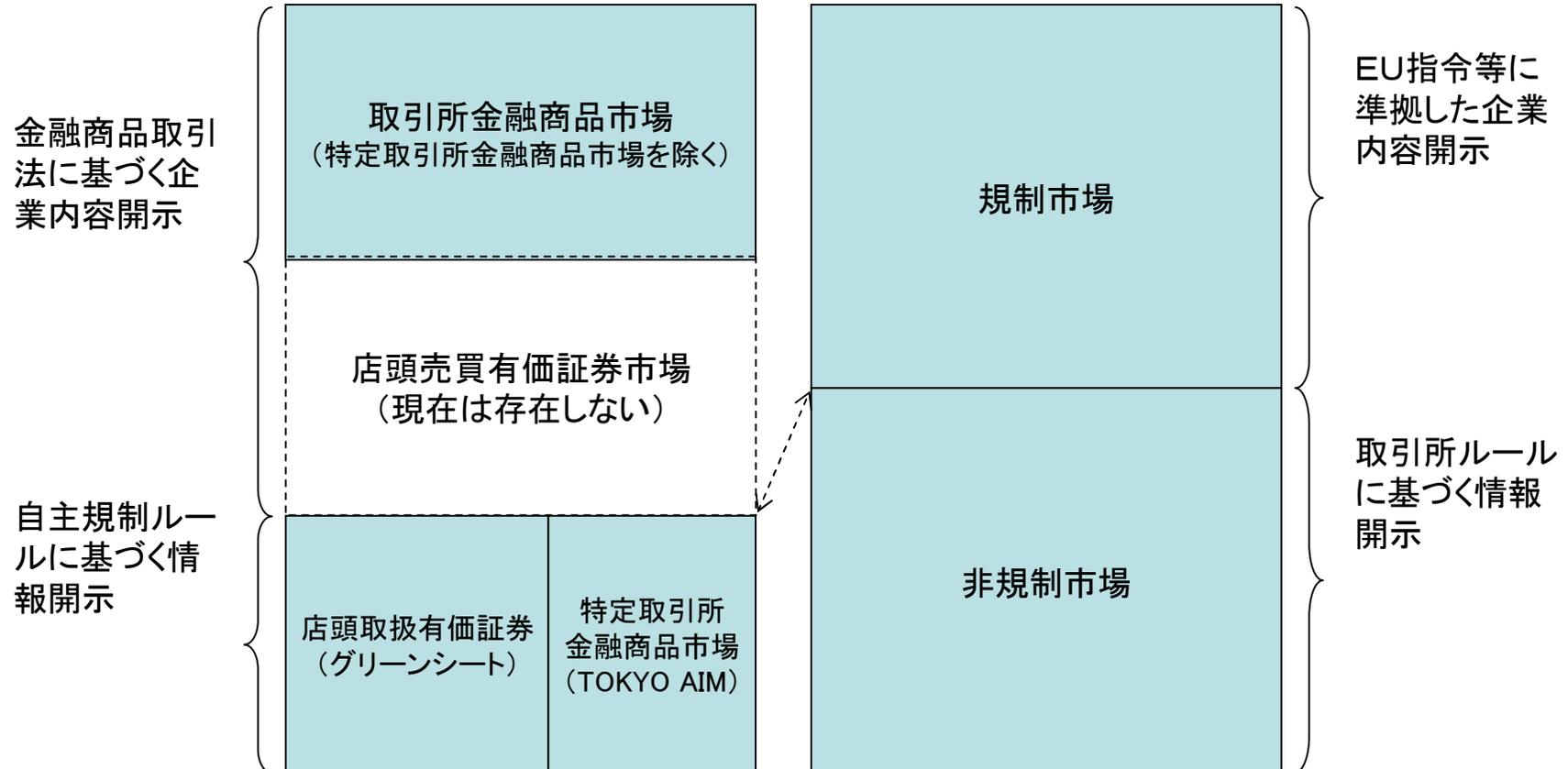
分類	規制市場		非規制市場	
市場の名称	Prime Standard	General Standard	Entry Standard	First Quotation
内国会社数	364社	278社	134社	165社
時価総額 (1社単純平均)	90.12兆円 (2,476億円)	33.45兆円 (1,203億円)	0.14兆円 (11億円)	N.A.
企業規模	大企業 (DAX30銘柄含む)	中堅企業	中小・新興企業	中小・新興企業
主な会社	Deutsche Bank、 Deutsche Telekom、 Siemens	Porsche Automobil、 Schweizer Electronic	2G energy、 7 days music entertainment	Solar Millennium、 Aurelius、 Windsor
適用される 会計基準(連結)	IFRS	IFRS	IFRS 又は自国のGAAP	—

出所: Deutsche Börseホームページ(会社数、時価総額については、2011年7月末現在)  
日本円への換算は、1ユーロ=112.89円(2011年7月末現在)で行っている。

# 我が国における市場構造との比較

日本

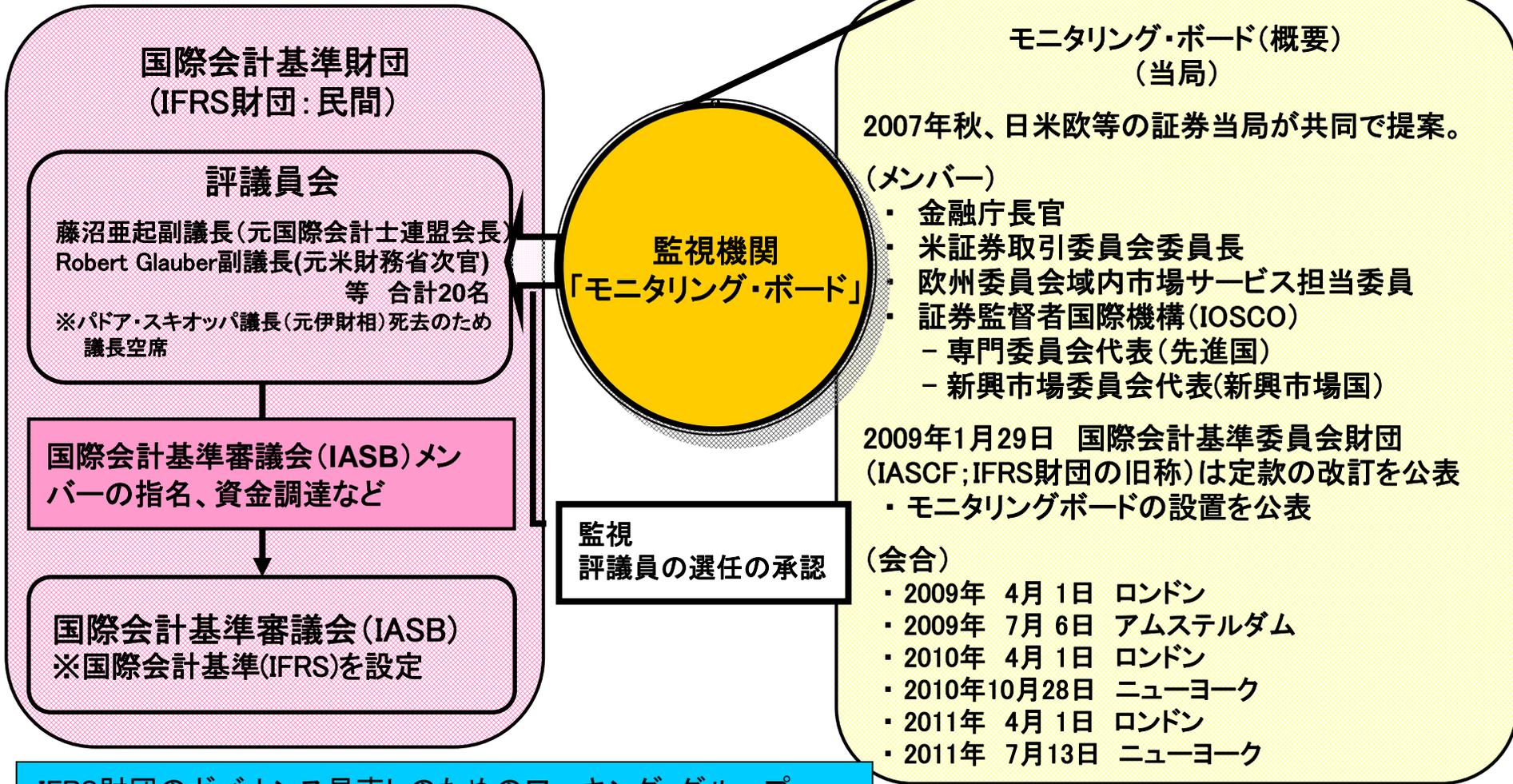
欧州



## 各国のIFRS適用状況(上場会社)

	EU	カナダ	オーストラリア	インド	中国	韓国	香港	シンガポール	南アフリカ	イスラエル
<b>IFRSの導入方法</b>	IFRSをEU規則に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	IFRSを自国基準に取込	法令によりPure IFRSを適用	法令によりPure IFRSを適用(銀行業を除く)
<b>IFRSとの相違点 (重要な差異と考えられるもの)</b>	有	無	無	有	—	無	有	有	無	無
	ヘッジ会計	—	—	農業・金融商品等(8項目)	—	—	適用時期・経過措置	不動産の収益認識等	—	—
<b>IFRSの導入アプローチ</b>	一時に取り入れ(2005年～)	一時に取り入れ(2011年～)	一時に取り入れ(2005年～)	規模により段階的に適用とされていたが、2011年からの大企業への適用が延期	2011年中にコンバージョンを行う予定としているが未公表	一時に取り入れ(2011年～)	徐々に取り入れ(2005年～)	2012年までに徐々に取り入れ	一時に取り入れ(2005年～)	一時に取り入れ(2008年～)
<b>単体に適用される会計基準</b>	英:自国基準(IFRS任意適用可) 仏:自国基準 独:自国基準	連結と同じ	連結と同じ	連結と同じ	連結と同じ	連結と同じ	連結と同じ	連結と同じ	自国基準(IFRS任意適用可)	自国基準(IFRS任意適用可)

# 国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードについて



## IFRS財団のガバナンス見直しのためのワーキング・グループ

- ✓ 2010年7月、モニタリング・ボードによりIFRS財団見直しのためのワーキング・グループを設立
- ✓ IFRS財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて実施予定 (2011年第4四半期にアクションプランを策定・公表予定)
- ✓ 金融庁 河野正道 金融国際政策審議官が議長を務める

# 金融商品取引法における会計基準のアプローチ

有価証券報告書における開示  
(日本基準適用会社)

有価証券報告書における開示  
(米国基準・IFRS適用会社)

連結先行(ダイナミックアプローチ)

連結と単体の分離

連  
結

日本基準(連結)

米国基準  
IFRS

単  
体

日本基準(単体)

我が国固有の商慣行・  
会計実務、配当、税